

# 指定介護老人福祉施設運営規程

## 第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路尚歯会が設置運営する指定介護老人福祉施設（以下施設という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者（以下保険者という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ライフビラ姫路
- (2) 所在地 兵庫県姫路市飯田3丁目4番地

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は、60名とする。

## 第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第4条 施設に次の従業者を置く。(併設短期入所生活介護事業従業者含む)

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| (1) 施設長(管理者)   | 1名(短期入所生活介護事業、通所介護事業の管理者と兼務) |
| (2) 事務員        | 3名以上                         |
| (3) 生活相談員      | 1名以上                         |
| (4) 介護従業者      | 常勤換算で21名以上                   |
| (5) 看護従業者      | 常勤換算で3名以上                    |
| (6) 機能訓練指導員    | 1名以上                         |
| (7) 介護支援専門員    | 1名以上                         |
| (8) 医師         | 1名以上(嘱託)                     |
| (9) 栄養士又は管理栄養士 | 1名以上                         |

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の従業者をおくことができる。

(職 務)

第5条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- |              |                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設長(管理者) | 施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が施設長の職務の代行をする。また、歯科医師として利用者の歯科定期検診及び口腔衛生の管理指導に従事する。 |
| (2) 事務員      | 施設の庶務及び会計事務に従事する。                                                                          |
| (3) 生活相談員    | 利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事する。                                                       |
| (4) 介護職員     | 利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。                                                                 |
| (5) 看護職員     | 医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。                                                   |
| (6) 機能訓練指導員  | 利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。                                                          |
| (7) 介護支援専門員  | 利用者の介護支援に関する業務に従事する。                                                                       |
| (8) 医師       | 利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。                                                                 |

(9) 栄養士又は管理栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 従業者毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

(1) 主任会議 (2) 看護・介護従業者会議 (3) 給食会議 (4) ケアプラン会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

### 第3章 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、該当指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 居住費 (別表のとおり)

(2) 食費 (別表のとおり)

(3) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(6) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

## 第4章 運営に関する事項

### (入退所)

- 第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。又、軽度の医療ニーズがある利用申込者についても、正当な理由なく受け入れを拒まないものとする。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護従業者、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。
- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (施設の利用に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

### (内容及び手続きの説明及び同意)

- 第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

### (受給資格等の確認)

- 第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供をもとめられた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

- 第14条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

- 第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えてる問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及び第3項の規程を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

- 第17条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。
- 2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
- 4 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。入浴日は原則として毎週月曜日から土曜日に行う。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護従業者を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第19条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8時00分から
  - (2) 昼食 午後12時00分から
  - (3) 夕食 午後18時00分から
- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努める。

(相談・援助)

第20条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第22条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第23条 施設の医師又は看護従業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために協力病院、協力歯科医院を定める。
- 4 施設は、施設長（歯科医師）及び協力歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（協力歯科医院）と連携して、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行う。
- 5 施設の管理栄養士は、利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第24条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所させる。

(利用者に関する保険者への通知)

第25条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第26条 施設は、利用者の適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 施設は当該施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は従業者に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第27条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関 姫路愛和病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第28条 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施し、従業員の教育・意識の向上を図る。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定め、水防法に準拠して洪水時の避難確保計画を別に定める。
- 3 施設は、前1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

## 第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第30条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第31条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症及び食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、感染症予防委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症予防委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 従業者に対する感染症を防止するための研修及び実際に発生した場合を想定した訓練の実施
- (4) 3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故防止対策)

第32条 施設は、介護事故を防ぐため、事故防止のための検討委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 専任の事故防止対策担当者を配置
  - (2) 事故が発生した場合の対応及び事故防止のための指針を整備
  - (3) 従業者に対する事故を防止するための研修の実施
  - (4) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、保険者、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(重要事項の閲覧)

第33条 施設は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を閲覧可能な形でファイル等にて備え置く。

(秘密保持等)

第34条 施設の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第36条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の従業者からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第37条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(身体拘束の制限)

第38条 施設の従業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内において行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、管理者及び生活相談員、計画担当介護支援専門員、介護従事者により検討会議等を行う。また、経過記録を整備する。

(個人情報の保護)

第39条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報保護法に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 施設が得た利用者の個人情報については、本施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(虐待に関する事項)

第40条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待の防止のための検討委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 専任の虐待防止対策担当者を配置
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (4) 虐待等について利用者及びその家族が相談、従業者が報告できる体制の整備
- (5) 虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発防止策の策定と評価

2 施設は、サービス提供中に、当該施設又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第41条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講)

第42条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後4ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(ハラスメント対策)

第43条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(暴力団員等の排除)

第44条 施設において、施設長（管理者）は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

2 施設は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

3 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたり、サービス利用する者または身元引受人（または代理人）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

(1) 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。

(2) 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以てするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

## 第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第45条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第46条 施設は、従業者、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第47条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

## 附 則

この規程は、平成 14 年 11 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 3 月 27 日から施行する。

変更申請（第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 18 条一部改定）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。変更申請（第 4 条一部改定）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。変更申請（第 7 条 3 項一部改定）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

変更申請（第 9 条、第 23 条、第 29 条、第 31 条一部改定。第 32 条追加）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。変更申請（別表 1. 居住費一部改定）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。変更申請（別表 1. 食費改定）

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

変更申請（第 17 条一部改定。第 38 条、第 39 条、第 40 条追加。

第 42 条一部改定）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

変更申請（第 1 条 5 項、6 項追加。第 4 条 1 項一部改定。

第 5 条 1 項一部改定。第 18 条 2 項一部改定。第 23 条 4 項追加。

第 29 条 2 項一部改定、3 項追加。第 31 条 2 項一部改定。

第 32 条一部改定、2 項、3 項、4 項追加。第 33 条改定。

第 40 条 1 項一部改定。第 41 条、第 42 条、第 43 条追加。）

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

変更申請（第 23 条 5 項追加、第 42 条一部改定。第 44 条追加。）

別 表

1. 居住費

(1) 本規程第7条第3項第1号に定める居住費の額は下記のとおりとする。

| 従 来 型 個 室 | 多 床 室    |
|-----------|----------|
| 1800 円／日  | 1000 円／日 |

(2) 本規程第7条第3項第1号に定める居住費の額について介護保険負担限度額認定者については下記のとおりとする。

|           | 従 来 型 個 室 | 多 床 室   |
|-----------|-----------|---------|
| 利用者負担第3段階 | 820 円／日   | 370 円／日 |
| 利用者負担第2段階 | 420 円／日   | 370 円／日 |
| 利用者負担第1段階 | 320 円／日   | 0 円     |

2. 食費

(1) 本規程第7条第3項第2号に定める食費の額は下記のとおりとする。

| 食 費      |
|----------|
| 1600 円／日 |

(2) 本規程第7条第3項第2号に定める食費の額について介護保険負担限度額認定者については下記のとおりとする。

|           | 多 床 室   |
|-----------|---------|
| 利用者負担第3段階 | 650 円／日 |
| 利用者負担第2段階 | 390 円／日 |
| 利用者負担第1段階 | 300 円／日 |